

日本から出国する場合の住民税の納付の方法について

1 住民税について

住民税は、住んでいる地域の行政サービスに対して支払う税金で、1月1日現在で日本に住所のある方は、住民税を納める義務があります。

住民税は、前年の所得に対して、1月1日現在で住所のある市町村で課税されますので、年度の途中に日本から出国しても、その年度の住民税は納める必要があります。

2 日本から出国する場合の住民税の納付の方法

日本から出国するまでの間、勤務先が支払う給与から住民税が徴収されている場合には、最後の給与などから未納分の住民税を一括して徴収してもらう方法（一括徴収）があります（一括徴収については勤務先の給与担当者にご確認ください。）。

また、日本から出国するまでに住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる方を「納税管理人（納税者に代わって税金を納める人）」として定めて、お住まいの市町村に届け出る必要があります。この場合、未納分の住民税については、納税管理人に通知されます。

なお、1月から5月に出国される場合は、一括徴収される分のほかにも、出国後に未納分の住民税（前年の所得に対する住民税）が発生しますので、必ず納税管理人を定めてください。

納税管理人を定める手続きについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

鹿児島市役所 税務担当課

電話番号 099-216-1173